

園芸施設等の復旧費用を助成します



農林振興部農業政策課 ☎22-1135
農林振興部農林畜産課 ☎22-1136
各総合支所市民サービス課

◆園芸施設等復旧費用の助成とは

災害により被害を受けた園芸施設等を復旧する場合、その費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

災害により園芸施設等に被害を受けた方（法人等を含む）

※令和5年3月31日までに工事完了が見込まれるもの

◆補助の内容は

1. 対象経費 育苗ハウスを含むハウス類、園芸用空調設備・給排水管設備等の復旧に要する経費

2. 補助率 保険等の補償額を差し引いた費用の2分の1以内

3. 補助金 上限額：20万円
下限額：5万円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、位置図、被災写真、見積書または領収書

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

畜産施設の復旧費用を助成します



農林振興部農林畜産課 ☎22-1136
各総合支所市民サービス課

◆畜産施設復旧費用の助成とは

災害により被害を受けた畜産施設を復旧する場合、その費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

災害により畜産施設に被害を受け、現在家畜を飼養している方（法人等を含む）

※令和5年3月31日までに工事完了が見込まれるもの

◆補助の内容は

1. 対象経費 畜産施設（畜舎、堆肥舎、飼料保管庫、草地、パドック）の復旧に要する経費

2. 補助率 保険等の補償額を差し引いた費用の2分の1以内

3. 補助金 上限額：20万円
下限額：5万円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、位置図、被災写真、見積書または領収書

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

森林復旧費用を助成します



農林振興部農林畜産課 ☎22-1136
各総合支所市民サービス課

◆森林復旧費用の助成とは

災害により森林に被害を受け、国・県等の補助事業に該当しない森林を自己負担により復旧する場合、土砂等の撤去に要する費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

災害により森林に被害を受けた森林所有者（生産森林組合等を含む）

※令和5年3月31日までに工事完了が見込まれるもの

◆補助の内容は

1. 補助率 2分の1以内
2. 補助金（1箇所あたり） 上限額：100万円
下限額：5万円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、位置図、被災写真、見積書または領収書

◆申請期間は 令和5年2月28日まで